

事務連絡
令和3年5月28日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患有する者等）への接種の開始等について（疑義照会追加）

「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患有する者等）への接種の開始等について（疑義照会）」（令和3年5月21日付事務連絡）において、関連する疑義照会をお示しいたしましたが、今般、問5、問6（下線）を別添の通り追加しましたので、これを御了知の上、予防接種の実施体制について、引き続き準備方ご協力をいただくとともに、接種を予定する医療機関並びに関係団体に周知いただくようお願いします。

（別添）高齢者の次の接種順位の者への接種に関するQ&A

（参考）「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患有する者等）への接種の開始等について」
(令和3年4月21日事務連絡)

高齢者の次の接種順位の者への接種に関する Q&A（下線部分追加）

問 1 高齢者の次の接種順位の者（基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、60～64歳）の接種に進むのは、どのタイミングで進むことがよいか。
高齢者の接種がすべて完了していない場合でも、次の接種順位へ進んでもよいか。

（答）

- 基礎疾患を有する者など、高齢者の次の接種順位には、高齢者への接種の完了を待つ必要はありません。
- 自治体において、接種状況や予約の空き状況を踏まえ、可能な限り接種の空白期間が生じないよう、順次、次の順位へ接種を進めてください。
- 基礎疾患を有する者などへの先行予約・接種を開始するタイミングとして、
 - ・高齢者の接種の予約が埋まらなくなったタイミング
 - ・接種実績などから高齢者の1回目の接種が一定程度進んだと考えられるタイミングなどが考えられます。
- 基礎疾患を有する者を含む、一般の方への接種券の発送については、上記タイミングに間に合うように、住民の手元に届くように発送してください。

問 2 一般の方への接種券の発送を年齢別に行う場合、年齢によって、基礎疾患を有する者等それ以外の者の接種順位が逆転することが起こりうるが、差し支えないか。

（例 59～50歳、49～40歳と10歳刻みで接種券を発送する場合、50代の一般の者が40代の基礎疾患を有する者より先に接種することになるなど）

（答）

- 高齢者の次の段階における接種券の発送は、一斉に発送すると予約時の混雑が懸念される等の理由により、自治体の状況に応じて、年齢階層別に高い年齢から、時期をずらして送付することも可能です。
- 例えば、59～50歳、49～40歳と10歳刻みで接種券を発送した場合、50代の一般の者が40代の基礎疾患を有する者より先に接種することになります。
- こうした場合、同じ時期に発送されるグループの中で、基礎疾患を有する者等について先行予約の機会を設けていただくこと等は必要ですが、接種券の発送時期が異なるグループ間で、接種の順番が入れ替わることは差し支えあ

りません。自治体において予約や接種が円滑に行われるよう、工夫した対応をお願いいたします。

- なお、接種券の発送を年齢別に行うことにより、
 - ・集団接種会場や職域などで広く接種を募った場合に接種券が送付されていない方が接種できないことがありうること、
 - ・年代別にそれぞれ先行予約期間を設けることで全体として接種期間が長くかかる可能性があることなど

も考慮した上で、地域の実情に応じ住民にとって最も円滑かつ迅速にワクチン接種ができる方策を検討ください。

問3 基礎疾患を有する者であるかについて、どのように確認するのか。

(答)

- 診断書等の証明書は必要としません。本人などが予診票に設けた質問事項への記載した内容により確認します。

具体的には、「接種順位の上位となる対象グループに該当しますか。」という設問に対して、「基礎疾患を有する（病名：　　）」欄にチェックがあり、病名として対象疾患が記載されていれば、基礎疾患を有する者として差し支えありません。

問4 自治体では、住民のうち、誰が基礎疾患を有するか分からぬが、個別に基礎疾患を有する者を把握し、先に接種券を発送する必要があるか。

(答)

- 基礎疾患を有する方とそれ以外の方をあらかじめ、自治体で把握し、接種券の発送を分ける必要はありません。

基礎疾患を有する方もそれ以外の方も区別せずに接種券を発送し、先行予約期間に予約する場合には、基礎疾患を有する方の申し出により、先行予約を行います。

問5 基礎疾患を有する者等の次の段階の接種は、いつ開始してよいか。

(答)

- 基礎疾患を有する者等の先行予約期間を自治体が設定している場合、当該期間が終了した後は、一般の方も予約可能な期間となります。
- なお、先行予約期間内であっても、予約の空き状況がある場合などには、基礎疾患を有する者等の接種機会が損なわれない範囲でそれ以外の者も予約可能であり、可能な限り接種の空白期間がないようにしてください。
- 自治体におかれては、予約に応じて、基礎疾患を有する者等を含め、一般の方の接種を順次進めてください。

問6 基礎疾患を有する者等の先行予約期間はどの程度設定する必要があるか。

(答)

- 先行予約期間については、人口規模や接種体制等を踏まえ、自治体において適宜設定ください。

以上

事務連絡
令和3年4月21日

各  衛生主管部（局） 御中
都道府県
市町村
特別区

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患有する者等）への接種の開始等について

新型コロナウイルスワクチンについては、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは①医療従事者、次に②高齢者、その次に③基礎疾患有する者、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の者への接種をできるようにし、その後、それ以外の者に対し、ワクチン供給量や地域の実情等を踏まえ、順次接種をできるようにすることとしています。

医療従事者等への接種完了を待たずして4月12日の週から高齢者への接種が限定期に開始されているところですが、その次の接種順位とされている、基礎疾患有する者、高齢者施設等の従事者及び60歳から64歳の者（以下「基礎疾患有する者等」と総称する。）及びその他の者への接種の流れ等について、下記の通りとしたので、これを御了知の上、予防接種の実施体制について、引き続き準備方ご協力をいただくとともに、接種を予定する医療機関並びに関係団体に周知いただくようお願いします。

記

1 基礎疾患有する者等への接種開始等の考え方

高齢者から、次の接種順位である基礎疾患有する者等への接種へ進む際には、高齢者への接種の完了を待つ必要はなく、自治体において、高齢者の接種状況や予約の空き状況を踏まえ、順次、次の順位へ接種を進める。
この際、自治体は基礎疾患有する者等への先行予約期間の設定などにより、

基礎疾患を有する者等が優先的に接種できる機会を設ける。

2 運用イメージ

自治体において高齢者への接種状況や予約の空き状況（※）を踏まえ、可能な限り接種の空白期間が生じないよう、基礎疾患を有する者等の先行予約、接種を開始することとする。

（※）開始するタイミング例

- ・高齢者の接種の予約が埋まらなくなってきたタイミング
- ・接種実績などから高齢者の 1 回目の接種が一定程度進んだと考えられるタイミング など

設定した基礎疾患を有する者等の先行予約期間については、速やかに住民に周知するとともに、基礎疾患を有する者等の早期の接種予約を呼びかける。

予約の際には、基礎疾患を有する者等であることを確認の上、予約を受け付ける。

ただし、先行予約期間内であっても、予約の空き状況がある場合などは、基礎疾患を有する者等の接種機会が損なわれない範囲でそれ以外の者も予約可能とすること。

3 接種券の送付

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2. 2 版）」第3章の6 「（4）接種券の段階的な発送について」において、「3 それ以外の者」については、「具体的な期間は追って示すが、6月に発送できる準備を行っておく必要がある。」と記載しているところ、本年6月末までに少なくとも1億回分のワクチンが確保できる見通しであり、標準的には6月中旬に接種対象者に対し接種券を送付できるよう、準備を進めていただく必要がある。その上で、接種券を受け取った住民が混乱する事がないよう、接種体制や高齢者への接種状況を確認しつつ実際の送付時期を決定いただきたい。

その際、一斉に送付すると予約時の混雑が懸念される等の理由により、年齢階層別に高い年齢から、時期をずらして段階的に送付することも可能である。また、それぞれの自治体の実情に合わせて地域別、あいうえお順などで、接種券を送付することも差し支えない。

また、2に示したような運用を行う場合、6月中旬より前のタイミングであっても、自治体の判断により、基礎疾患を有する者等の先行予約を開始するタイミングを踏まえた適切な時期に接種対象者に届けることとする。例えば、2に例示した基礎疾患を有する者等への接種を開始するタイミングについて、一定の基準を設ける場合は、当該基準に達するより少し前に接種券を発送することなどが考えられる。